

(様式 1-3)  
 福島県 (川俣町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業  
 等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	環境モニタリングポスト保守・管理業務委託事業	事業番号	(3) -23-5
交付団体	川俣町		事業実施主体 (直接/間接)	川俣町 (直接)	
総交付対象事業費	(36,909 千円) 40,214 千円		全体事業費	(36,909 千円) 40,214 千円	

帰還・移住等環境整備に関する目標

被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じることが目標とする。(川俣町復興計画)

事業概要

川俣町の除染計画に基づく放射性廃棄物の仮置場は 22 箇所設置されていた。現在では、放射性廃棄物を運び出し原状復旧して地権者に返還された仮置場もあるが、いまだ返還ができていない仮置場が 9 箇所ある。生活環境に近い近隣住民からは不安の声が上がっており、仮置場周辺の安全・安心を担保するため環境モニタリングポストを導入している。

本事業は、当該モニタリングポストで測定したデータの一元的管理及び保守・管理業務を業者等に委託して行うものである。

当面の事業概要

<令和 6 年度>

業者等に委託して、環境モニタリングポストで計測した測定データについて、業務委託先のサーバーに定期的に伝送し、測定データを蓄積・保守するとともに、町役場のホームページ上で客観的データを提供する。

また、環境モニタリングポストの保守・管理についても、業者等に委託して行う。(合計 10 台)

①保守・校正費

(定期メンテナンス・検出器準校正・Docomo3G 回線年間利用料・ハードウェアセンドバック保守)

②線量マップ維持管理費

(データセンター利用料・放射線量マップシステム利用料)

<令和 7 年度>

放射線量マップシステム利用料の部分に関して R 7 年度も継続予定。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

地域の帰還・移住等環境整備に必要な、放射線に関する住民の不安の解消を図るための情報公開として必須の事業である。

関連する事業の概要

モニタリング事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業  
等個票

令和6年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	ホールボディカウンターによる内部被ばく検査委託事業	事業番号	(3)-23-3
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(117,646千円) 125,742千円	全体事業費	(117,646千円) 125,742千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じることが目標とする。（川俣町復興計画）					
事業概要					
避難指示解除後も、山木屋地区住民の原発事故に伴う放射線による健康への影響を把握するため、また、町民が安心して生活するため、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査事業を外部業者委託により実施する。（復興計画に掲載） ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜令和6年度＞ ホールボディカウンターによる内部被ばく検査事業を外部業者委託により実施する。 検査対象は、1歳6か月以上の、山木屋地区住民と避難区域13市町村に指定されている川俣町民とする。 （内訳）					
① 内部被ばく検査委託料 6,009,300円					
② 内部被ばく検査機器点検委託料 644,600円					
ホールボディカウンター点検 495,000円					
GM管サーベイメーター校正 149,600円					
③ 消耗品費 79,761円					
内部被ばく検査お知らせ用紙代、はがき代 21,681円					
コピー料金（受検票印刷） 14,080円					
OMRON バッテリー代 44,000円					
④ 印刷製本費 567,600円					
内部被ばく検査受検票印刷用紙代 567,600円					
⑤ 役務費 793,800円					
内部被ばく検査受検票郵便料 756,000円					
内部被ばく検査未検者通知郵便料 37,800円					
合計 ①+②+③+④+⑤=8,095,061円					
＜令和7年度＞ 次年度も実施予定					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
個々人線量の把握、被ばく低減対策の措置を講じて、住民の安全・安心を図るものである。					
関連する事業の概要					
ガラスバッジによる外部被ばく線量測定事業、食品の放射能検査事業、水道水の放射性物質検査、モニタリングポスト放射線量測定事業、放射線健康不安に関する車座集会、個人線量計校正事業、個人積算線量計管理業務委託事業等と併せて、放射線による健康不安の軽減と、将来にわたる健康管理をしていく。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					



(様式 1-3)

福島県 (川俣町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業  
等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	放射線モニタリング業務委託事業	事業番号	(3)-23-9
交付団体	川俣町	事業実施主体 (直接/間接)	川俣町 (直接)		
総交付対象事業費	(466, 438 千円) 507, 357 千円	全体事業費	(466, 438 千円) 507, 357 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
避難区域 (山木屋地区) 住民をはじめとして住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について専門家の知見に基づき対策を講じる必要があり、長期にわたる健康影響調査、測定機器の貸し出し、地域保有の機器の保守、避難区域からの避難者の積算線量の管理 (外部被ばく関連) や流通品以外の自家用農産物等の食品検査 (内部被ばく) を通して住民の食への不安の払拭などのケアや情報提供を含めた総合的な対策を講じることを目標とする。(川俣町復興計画)					
事業概要					
1. 自家消費農産物等の食品検査 川俣町内全 6 箇所 (5 箇所+春日診療所) に設置する放射能検査所において検査、及び川俣町役場庁内において機器の貸出、情報管理、放射線不安に係る案内・広報関連業務を委託する。					
2. 空間線量測定状況・食品検査情報の周知 「モニタリングポスト関連事業」の測定結果や上記 1 の検査結果、除染の状況、リスクコミュニケーション (放射線健康関連等) 状況等を町広報紙とは別個に作成し、住民に放射線量情報、検査情報を提供 (月 1 回) する。また、各地区公民館等に情報をまとめた冊子 (データベース化) を設置し、広く情報を提供する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<令和 6 年度> 令和 6 年度運営費 放射性物質食品検査、放射線モニタリング管理業務 ・ 需要費 (消耗品費、印刷製本費、電気料) ・ 委託料 (食品検査業務委託、検査機関への委託、報告書作成委託、食品検査測定機器校正費) ・ 賃借料 (検査機器賃借) ※賃借機器以外の測定機器の維持管理については、町備品であるため、町が実施する。 ※既存の破壊式検査機器は、Ge 半導体式、CsI (TI) 式の検査機器のみ運用する。 ※電気使用料については、町が実施する。					
<令和 7 年度> 令和 6 年度と同様とする。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
復興計画基本方針にある「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を図るため、本事業にて放射能不安の軽減・払拭を図り、避難指示区域の住民の方々の帰還に向けての活動を支援するため、個人線量の把握、被ばく低減対策の措置を講じ、併せて自家用農産物の栽培等を促進し、地域の再生を加速化させる。					
関連する事業の概要					
環境モニタリングポスト保守・管理業務委託事業、ホールボディーカウンター事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県 (川俣町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業  
等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	52	事業名	川俣町貸事業所整備事業	事業番号	(6)-47-1
交付団体		川俣町	事業実施主体 (直接/間接)	川俣町 (直接)	
総交付対象事業費		( 26,742 千円) 220,783 千円	全体事業費	( 26,742 千円) 220,783 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 6 年が経過したが、居住率は 50.0% (令和 5 年 4 月 1 日現在)にとどまり、高齢化率は 60%を超えている。</p> <p>このような中、高齢化が顕著に進行している同地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、今後、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっていくおそれがある。</p> <p>こうした状況の下、今後、町の更なる復興・再生を図る上では、事業者の町内への進出や町内での積極的な事業展開を促進し、町の活力を創出していくことが必要不可欠であり、これにより、同地区が直面する課題に対応し、同地区の帰還・移住等環境整備を図るとともに、同地区への帰還や新たな住民の移住・定住を進めていく。</p>					
事業概要					
<p>本町への進出・事業展開に関心を有する事業者は存在するものの、現状、こうした事業者の進出等の促進に当たり、希望に合致する賃貸用の事業所が整備されていないなど、当該事業者の活動拠点を確保しにくいことがネックとなっていることから、町内での円滑な事業の着手等に資する拠点となる施設 (貸事業所) を整備する。</p> <p>本施設の整備に当たっては、事業者の業種や事業手法等が様々である中、事業者が町内で円滑に事業基盤を固め、将来的に自ら活動拠点を構築していけるよう、当該事業者の幅広いニーズに沿った利活用に資するものとする必要があるところ、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・消費者向け事業を展開する事業者にとっては、円滑に事業基盤を形成する上で、交流人口・関係人口をも視野に入れることが可能な環境が確保される必要があること</li><li>・首都圏等に所在する本拠地をはじめ、町外との往来や調整を行いながら事業を進めていくことが想定されるところ、一定の公共交通アクセスが確保された環境が確保される必要があること</li><li>・ICT 事業者の進出やテレワークの活用等も想定されるところ、こうしたニーズに対応可能な通信環境が確保される必要があること</li></ul> <p>等を踏まえ、こうした環境が確保可能な町中心部に本施設を整備する。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;令和 5 年度 (第 43 回)&gt;</p> <p>事業概要を達成するため、以下の業務を委託する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 貸事業所等の整備に係る基本設計及び実施設計業務</li><li>2 貸事業所等の整備に係る用地取得のための不動産鑑定評価業務及び建物補償算定業務</li></ol> <p>&lt;令和 6 年度 (第 46 回)&gt;</p> <p>事業概要を達成するため、以下の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 貸事業所等の整備に係る用地取得及び建物補償</li><li>2 貸事業所等の用地を取得した際の合筆のための測量及び不動産登記</li></ol>					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
<p>本事業の実施により、本町への進出・事業展開に関心を有する事業者による町内での事業基盤の構築・拡大等を通じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山木屋地区への帰還者等の働く場の創出</li> <li>・ 当該事業者の山木屋地区での事業所整備や事業展開</li> </ul> <p>等を図り、同地区への帰還・移住等を促進する。</p> <p>なお、本施設に関しては、同地区の課題解決に取り組み、将来的に同地区での起業を目指し、又は同地区から積極的に雇用する事業活動を行おうとする者であることを入居条件とする。</p>
関連する事業の概要
特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	53	事業名	復興まちづくり地区公共施設整備事業	事業番号	(1)-10-1
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(16,823 千円)	全体事業費	(16,823 千円)		
	96,199 (千円)		96,199 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>旧避難区域である山木屋地区においては、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除され、現在、329 名の居住者がいるが、当町の他地区と比べて、避難の影響もあり、高齢化率 67.6%と著しく高齢化が進んでおり、将来に向けた持続可能な地域づくりが大きな課題となっている。</p> <p>そうした中、住民が健康で安全・安心に暮らせるための環境整備が求められるが、同地区には災害時に高齢者が安全・安心に避難できる場所がなく、あわせて、地域コミュニティの維持・向上を図るための安心して利用できる施設がないことから、現在の居住者はもとより、町外へ避難した山木屋地区住民の帰還、さらには移住を促進するための一助となる地域防災まちづくり拠点施設の整備を図ることで、山木屋地区のより一層の復興を加速することが必要である。</p> <p>【川俣町復興計画（第 6 次）】</p> <p>P34 (6)東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故からの復興</p> <p>山木屋地区については、将来に向けた持続可能な地域づくりが大きな課題です。産業振興と支援、住民が健康で安全・安心に暮らせるための環境整備など、住民に寄り添った復興事業が求められます。</p>					
事業概要					
<p>災害時に安全・安心に避難することができ、また、地域コミュニティの維持・向上を図ることができる地域の防災まちづくり拠点施設を整備する。</p> <p>施設の整備にあたっては、造成後、建物の建築と駐車場の整備、さらには災害時の活用や通常時に地区で利活用できるような車の乗り入れの可能な防災公園を整備する。</p> <p>また、東日本大震災での教訓を踏まえ、停電時でも電力供給がされ、地域住民が安心感を得られるよう、再生可能エネルギー（太陽光発電や蓄電池）を備え付けた施設とする。</p> <p>なお、今回整備した施設は、山木屋地区の指定避難所として指定する予定である。</p> <p>【川俣町復興計画（第 6 次）】</p> <p>P76 (2)災害時における支援体制の強化</p> <p>●避難所となる公共施設やライフライン、通信設備等の耐震性の確保を図るとともに、防災拠点整備による避難所の確保を推進します。</p> <p>(3)地域防災力の向上</p> <p>●各地区の避難所等において、災害時の電力供給がされるよう、太陽光発電設備や蓄電池、非常用発電機の整備を検討します。</p>					

当面の事業概要	
<p>&lt;令和5年度（単年度事業）&gt;            単年度事業として、用地取得に係る不動産鑑定及び用地買収を実施する。            また、建築の配置平面検討業務及び土木の測量業務を実施する。</p> <p>&lt;令和6年度&gt;            土木工事の測量・調査・設計業務、建築工事の基本・設計業務を実施する。</p> <p>&lt;令和7年度&gt;            造成工事（管理業務含む）及び建築工事（監理業務含む）を実施する。</p>	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
<p>山木屋地区の避難指示解除後も、高齢者はもとより、帰還者、移住者が安全・安心で、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築するため、防災まちづくり拠点施設の早期の整備が必要である。</p>	
関連する事業の概要	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	